

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 三好 秀和 様 あて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 虎ノ門琴 平タワー		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	10.02.2015
出願人又は代理人 の書類記号 JCAL5266PCT		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2014/081953	国際出願日 (日.月.年) 03.12.2014	優先日 (日.月.年) 12.12.2013	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B21D41/04(2006.01)i, B21D22/14(2006.01)i, B21D53/84(2006.01)n			
出願人 (氏名又は名称) カルソニックカンセイ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 28.01.2015			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 矢澤 周一郎 電話番号 03-3581-1101 内線 3364	3P 3623

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-15	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2-3, 10-11	有
	請求項	1, 4-9, 12-15	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2002-066665 A (株式会社富士機械工作所) 2002.03.05, 段落【0011】
 - 【0017】, 【図1】 - 【図4】 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2000-246353 A (トヨタ自動車株式会社) 2000.09.12, 段落【0012】
 - 【0016】, 【図1】 - 【図2】 (ファミリーなし)

請求項1、9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2記載の発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるため、進歩性を有しない。

文献1には、楕円形筒体の一部を円形型を用いて円筒形に成形する第1成形工程と、前記第1成形工程によって円筒形に形成された前記一部の直径を、外側ローラを用いて小さくする第2成形工程と、を備えた楕円形筒体の成形方法、が記載されている。

また、文献2には、円形筒体の一部をスピニング加工によって拡張すること、が記載されている。

そして、文献1記載の発明に文献2記載の発明を組み合わせ、楕円形筒体の一部をスピニング加工によって拡張することで、楕円形筒体の一部を円筒形に成形することに困難性は認められない。

請求項4-5、12-13に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2記載の発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるため、進歩性を有しない。

文献2には、円形筒体の一部を内側ローラと外側ローラとを同時に用いて拡張すること、が記載されている。また、内側ローラ及び外側ローラが、円形筒体の軸方向に移動されること、も記載されている。

請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2記載の発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるため、進歩性を有しない。

文献2には、外側ローラが内側ローラと同じ設備に設けられていること、が記載されている。

そして、製造の効率化を図るために、各工程を同じ設備で行うようにすることは、当業者が適宜なし得る事項である。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 7-8、14-15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 記載の発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるので、進歩性を有しない。

文献 1 には、円形筒体が外側ローラよりも長いこと、が記載されている。また、外側ローラによる加工領域が、円形筒体の加工領域よりも長いこと、も記載されている。

請求項 2-3、10-11に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性、進歩性を有する。前記文献には、内側ローラが端部と該端部以外の部分との境界部を滑らかな円弧を描くように成形する部位を有していること、第 2 成形工程が第 1 成形工程と並行して行われること、及び、外側ローラ及び内側ローラが楕円形筒体の軸方向に並べて設けられて、一定の距離を保ちつつ同じ速度で前記軸方向に移動されること、が記載されておらず、しかもその点は前記文献から当業者といえども容易に想到し得ないものである。